

ちゅ 美ら島沖繩大使設置要綱

(設置の目的)

第1条 沖繩に深い理解と高い関心があり、本県にゆかりのある者のピーアール活動を通して、沖繩県のイメージアップを図るため、美ら島沖繩大使（以下「大使」という。）を設置する。

(大使の活動)

第2条 大使は、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

- (1) 沖繩の自然、歴史、文化をはじめ、観光、特産品等の魅力を広くピーアールすること。
- (2) 沖繩に関する情報を収集し、沖繩県に提供すること。
- (3) その他沖繩のイメージアップにつながる活動を行うこと。
- (4) 必要に応じて、県等の実施する行事等に協力及び支援を行うこと。

(大使の推薦)

第3条 県の部局長、関係機関（以下「部局長等」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、前条の活動を積極的に行う意志と見識があると認められるものを、知事に推薦することができる。

- (1) 沖繩に居住したことのある県外出身者で、沖繩のイメージアップに貢献すると認められる者
- (2) 県外で活躍する県出身者で、沖繩のイメージアップに貢献すると認められる者
- (3) その他沖繩を愛し、沖繩のイメージアップに貢献すると認められる者

(選定委員会)

第4条 大使は、前条の規定により推薦された者のうちから、選定委員会の答申を経て知事が決定する。

- 2 知事は、前条に規定する推薦が困難である場合には、直接候補者を選定委員会に諮ることができる。
- 3 知事は、特段の事由がある場合、第1項の選定委員会の答申を経ずに大使を決定することができる。

(大使の認証)

第5条 知事は、大使として決定した者に対し、認証状を交付するものとする。

(任期)

第6条 大使の任期は、5年とし、再任を妨げない。

- 2 知事は、大使にふさわしくない行為等があった場合、任期内であっても大使の認証を取り消すことができる。

(報酬)

第7条 大使は、無報酬とする。

(資料等の提供)

第8条 知事は、大使の活動に必要な資料等を随時提供するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。